

八幡平市監査委員告示第6号

令和6年2月14日付け八監査第141401号の定期監査（令和5年12月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年9月27日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修 象

措置内容 別紙のとおり

定期監査指摘事項の措置状況等通知書

防災安全課

令和5年12月19日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>① 業務発注契約の不適切な事務処理等について 令和5年度の「北上川上流総合水防演習に係る送迎バス運転業務」について</p>			
<p>ア 「施行伺い」から「契約伺い」までの一括起案と一括決裁について【指摘事項】</p> <p>本来であれば、業務の流れに従い、施行伺い、見積開封、契約伺いの区分ごとに起案して、その都度、所属長の決裁を得て順番に施行すべきであったが、施行伺い時にこれらを一括して起案し、所属長はこれを是正させることなく、一括して決裁を行なっている。これは明らかに不適切である。</p>	<p>一括起案等の誤った事務処理については、市契約規則等に基づき、適正な事務執行をするよう改めた。</p>	<p>今後は誤った事務処理をすることなく、業務の流れに従い都度、起案から決裁を行うこととする。</p>	<p>令和6年 4月1日</p>
<p>ウ 貸し切りバスの見積合わせについて【指摘事項】</p> <p>「施行伺い」に添付されている行程表には「大型バス」1台と記載されているが、2つの業者から提出された見積書には、一方が「中型バス」(税込額257,080円)、他方が「大型バス」(税込額258,540円)とあり、異なる車種での見積額の提示</p>	<p>仕様書の作成にあたっては、バスのように乗車定員や車格のみで区分が確定するものではなく、高速料金区分の取扱いでも異なり、また会社によっても異なることから、齟齬が生じない仕様を定めるよう改めた。</p>	<p>見積書の受領にあたって、見積心得等に記載された内容に沿って提出されているかを随時確認し、適正であることを確認した後、受領することとした。また、不適正であった場合は、内容の確認にとどまらず、提出業者に対し書類の是正を求めることとする。</p>	

となっているにもかかわらず、市は、「中型バス」で見積書を提出した業者と契約を締結している。そもそも、「大型バス」と「中型バス」では見積額が異なるのは当然であり、当該見積合わせは不適切である。本当に「大型バス」が必要であれば、「中型バス」で見積書を提出した業者に対し、「大型バス」での見積書の再提出を求め、適切な競争の中で業者を決定すべきであった。また、初めから「中型バス」で対応することを決めていれば、もっと低価格で発注できた可能性がある。これは明らかに不適切である。

<p>エ 「見積依頼書」の未起案及び未送付について【指摘事項】</p> <p>「施行伺い」には、業者に依頼する見積書の提出期限等の重要事項を記載した「見積依頼書案」の添付がなく、「発注書」と「行程表」等が別案で添付されて決裁が行われ、施行されている。「見積心得」の「2見積方法」の(3)には、「見積者は、見積書を見積依頼書で指定した日時、場所に提出しなければならない。」。また、「4見積り等」の(1)には、「見積者は、見積書を見積依頼書の指示に従い提出しなければならない。」など、重要項目が記載されているにもかかわらず、「見積依頼書案」の起案と決裁が行われず、これが業者に送付されていない。これは明らかに不適切である。</p>	<p>一括起案等の誤った事務処理については、市契約規則等に基づき、適正な事務執行をするよう改めた。</p>	<p>事業の施行にあたって、誤った事務処理をすることなく、業務の流れに従い都度、起案から決裁を行うこととする。また、決裁ラインにおいてもチェック機能を強化し、適切な事務執行に努める。</p>
<p>オ 施行伺いと見積書の日付について【指摘事項】</p> <p>「施行伺い」の決裁日と施行日が令和5年4月24日となっているにもかかわらず、2者から提出された見積書の日付は、一方は令和5年4月7日、他方は令和5年2月28日となっており、施行伺いを起票する前に、既に見積書が市に提出され</p>	<p>見積書の徴取にあたっては参考見積をそのまま採用することなく、市契約規則等に基づき、適正な事務執行をするよう改めた。</p>	<p>今後は誤った事務処理をすることなく、業務の流れに従い都度、見積書等の徴収を行い、適切な事務執行に努める。</p>

<p>ていたことになるので、時系列的にも論理的にも不合理であり、明らかに不適切である。</p>			
<p>カ 見積書の宛名について【指摘事項】</p> <p>「見積心得」及び「見積書作成例」では、見積書の宛名の例示を「八幡平市長」としているが、提出された2者の見積書の宛名は、どちらも「八幡平市防災安全課」となっている。これは明らかに不適切である。</p>	<p>見積書の受領にあたって、見積心得等に記載された内容に沿って提出されているかを随時確認するよう改めた。</p>	<p>見積書の記載内容に不備があった場合は提出業者に対し是正を求めることとする。</p>	
<p>ク ファックスによる見積書の送信について【指摘事項】</p> <p>「見積心得」の「2見積方法」の(1)には、「見積者は、見積書を封書にし、紙媒体による方法により提出しなければならない。」とあり、同(2)には、「前項以外の方法により提出された見積書は受理しない。」と記載されているにもかかわらず、2者のうちの1者からは、封書による見積書の提出ではなく、ファックスにより送信されている。市は、これを受理して見積り合わせを行っているが、これは明らかに不適切である。</p>	<p>見積書の受領にあたって、見積心得等に記載された内容に沿って提出されているかを随時確認するよう改めた。</p>	<p>見積書の提出方法等に不備があった場合は提出業者に対し是正を求めることとする。</p>	

<p>ケ 委任状の提出がない代理人の見積りについて【指摘事項】</p> <p>「見積心得」の「6見積りの無効等」には、「次の各号のいずれかに該当する見積りは無効とする。」と記載されており、各号のうち、「オ」には、「委任状(様式任意)を提出しない代理人の見積り」と記載されているにもかかわらず、ファックスにより送信された見積書を見ると、発信元の氏名欄には当該業者の代表名ではなく、役職名のない個人名が記載されており、市は、これを受理して見積り合わせを行っている。これは明らかに不適切である。</p>	<p>見積書の受領にあたって、見積心得等に記載された内容に沿って提出されているかを随時確認するよう改めた。</p>	<p>見積書の記載内容の不備、必要書類の不足等があった場合は提出業者に対し是正を求めることとする。</p>
<p>コ 予定価格の未設定等について【指摘事項】</p> <p>当該業務を執行するうえで必要な予定価格を定めていない。「施行伺い」には、「予定価格 50 万円以下のため予定価格書の作成は省略」とあるが、契約規則の解説には「第 17 条ただし書については、予定価格書の作成を省略できるものであり、予定価格を定めることを省略できるものではない。」とある。また、予定価格が記載されるべき見積開封顛末書や見積調書も作成されていない。</p>	<p>予定価格の設定については、契約規則に基づき、予定価格書の作成を省略した場合においても関係書類の作成及び確認をするよう改めた。</p>	<p>参考見積を基に予定価格は設定していたが、それに基づく見積調書等を作成しなかったため、今後は関係書類の作成を省略することなく、決裁ラインにおいても確認を徹底する。</p>

<p>これは明らかに不適切である。</p>			
<p>② 業務発注契約の不適切な事務処理について ア 令和5年度の「防災行政無線設備保守点検等業務」について</p>			
<p>(ア) 提出期限を過ぎた見積書の受理について 【指摘事項】 見積書の提出期限が「令和5年3月28日(火)正午」とあり、提出された見積書の日付も「令和5年3月28日」となっているが、この見積書が封入されていた封筒の受付印を見ると「令和5年3月30日」となっている。業者に送付した「見積心得」の「2見積方法」の(4)には、「期限を過ぎて提出された見積書は受理しない。」と明記されているにもかかわらず、市は、これを受理している。これは明らかに不適切である。</p>	<p>受付印については、誤った日付を訂正した。</p>	<p>受付印を押印する際には、誤った日付を押印することのないよう、確認を徹底し、確実な押印を心掛けることとする。</p>	<p>平成6年 3月1日</p>